

マイナ救急に関する令和7年度実証事業の結果及び令和8年度本格運用の実施について

《消防局救急課》

消防局では、令和7年度に救急現場でマイナ保険証を活用する「マイナ救急」の実証事業を実施しましたので、その結果について報告します。また、令和8年度から始まる本格運用についてお知らせします。

1 令和7年度実証事業の結果

(1) 概要

救急現場において、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し、通院履歴や服薬情報などの医療情報を読み取り、その内容を早期に把握することで適切な医療機関への搬送に役立てるための効果を検証するもの

※ 総務省消防庁と全国全ての消防本部(720消防本部)が連携して実施

(2) 実施期間

令和7年4月28日(月)から令和8年3月24日(火)まで

(3) 実施状況

対象事案数	12,970人	100%
マイナンバーカードから情報取得ができた事案	3,672人	28.3%
マイナンバーカードから情報取得ができなかった事案	9,298人	71.7%
マイナンバーカード不所持	6,277人	67.5%
救急隊長による実施不可の判断	2,109人	22.7%
保険証登録未実施	627人	6.7%
その他	285人	3.1%

(4) 効果

意識状態が悪い傷病者や聞こえにくい傷病者、呼吸苦により会話が困難な傷病者から、マイナンバーカードを活用して正確な病歴や服薬情報等を迅速に確認できた事例など、救急活動の円滑化や傷病者の負担軽減に繋がりました。

2 令和8年度本格運用

令和8年度から、全国の自治体においてマイナ救急の本格運用が予定されており、スマホ保険証にも対応したマイナ救急が実施されます。本市消防局におきましても、準備が整い次第、本格運用を開始します。

あなたの命を守る 「マイナ救急」

前橋市消防局では、マイナ保険証を活用して過去の受診歴や薬剤情報などを把握し、皆さんをより円滑に医療機関へ搬送するための取組を行っています。

マイナ保険証を活用するメリット

- あなたの病歴
- お薬の処方歴
- 病院の受診歴

→

- 傷病者の負担軽減
- より適切な応急処置
- 円滑な救急搬送
- 病院での事前準備

を救急隊へ正確に伝達可能

マイナ救急の概要

マイナ救急とは？(以下の二次元コードから説明動画等をご覧くださいませ。)



総務省消防庁ホームページ YouTube(二次元コード)

「マイナ保険証の利用登録がされているマイナンバーカード」の携行をお願いします。

もしもの時に備えて

いつ、救急車を呼ぶことになりませんか。
住民の皆さんご自身の命を守るためにも、
マイナ保険証の携行をお願いします。

お問い合わせ 前橋市消防局 救急課
TEL:027-220-4513

